

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年11月2日(2022.11.2)

【国際公開番号】WO2020/166527

【出願番号】特願2020-572231(P2020-572231)

【国際特許分類】

A 2 3 L 33/15(2016.01)

A 2 3 L 33/10(2016.01)

A 2 3 C 9/158(2006.01)

A 6 1 P 1/12(2006.01)

A 6 1 P 37/04(2006.01)

A 6 1 K 31/706(2006.01)

10

【F I】

A 2 3 L 33/15

A 2 3 L 33/10

A 2 3 C 9/158

A 6 1 P 1/12

A 6 1 P 37/04

A 6 1 K 31/706

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月25日(2022.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

本発明に係る乳幼児用飲食品を摂取する場合、その摂取量は、乳幼児の年齢（月齢）、性別、腸内フローラの状態、食品形態・種類、摂取時間等を考慮して適宜決定できる。しかしながら、本発明の効果を有効に得るためには、該摂取量は通常ニコチンアミドモノヌクレオチド量換算で、乳幼児一人1日当たり、0.2～220mgとなる量であり、特に1～220mgが好ましい。0.2mgよりも少ないと、本発明の効果が十分に得られなくなる恐れがあり、一方、220mgより多くしても得られる効果は特に変わらず、経済的に不利になる。したがって、本発明に係る乳幼児用飲食品は、ニコチンアミドモノヌクレオチド量換算で、乳幼児一人1日当たり、0.2～220mg、特に1～220mgの範囲で提供される量のニコチンアミドモノヌクレオチドを含むことが好ましい。乳児に摂取させる場合は、該摂取量は幼児よりも少なくなり、通常、ニコチンアミドモノヌクレオチド量換算で、乳児一人1日当たり、0.2～120mgとなる量であり、特に1～120mgが好ましい。なお、ここで規定した摂取量は1日1～数回の摂取単位に分割して摂取することができる。

30

40